

呉市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定素案）の概要

1 呉市新型インフルエンザ等行動計画の概要

(1) 策定の目的

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」といいます。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とし、国等は特措法の規定に基づき、行動計画を作成することとされています。

国においては、特措法第6条の規定に基づき、平成25年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」といいます。）を策定しました。

広島県においても、特措法第7条の規定に基づき、平成25年12月に広島県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」といいます。）を策定し、呉市においても、県行動計画を踏まえ、地域の実情に応じ、的確に対応できる体制の整備を図るため、特措法第8条の規定に基づき、平成27年5月に呉市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「呉市行動計画」といいます。）を策定しました。

(2) 改定の趣旨

令和2年1月に国内で最初に感染者が確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19。以下「新型コロナ」といいます。）への対応で明らかになった課題に対応するため、国において特措法や感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」といいます。）が改正され、令和6年7月に政府行動計画が改定されました。また、これを踏まえ、令和7年3月には、県行動計画も改定されました。

呉市においても、特措法により、更なる感染症危機に際しての迅速な対処や平時の備えの充実を図るものとして、県行動計画を踏まえ、呉市行動計画を改定します。

2 改定素案の概要

(1) 基本理念

様々な感染症（新型インフルエンザ等）が発生しても、全ての市民が安心して暮らすことができる社会の実現

(2) 目指す姿

- ア 新型インフルエンザ等のまん延時においても、十分な検査、診療及び療養体制が確保されるとともに、訓練等を通じて感染症危機に対応できる平時からの体制作りが充実している。
- イ 感染症危機に当たっては、市民の理解・協力を得て、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策が実施され、市民生活及び社会経済活動への影響が軽減されている。
- ウ 感染症危機に際しても、偏見・差別及び社会の分断が生じないよう、基本的人権が尊重されている。

(3) 改定の基本

ア 新型インフルエンザ等対策政府行動計画における改定のポイント

新型コロナ対応等での課題	改定のポイント
<ul style="list-style-type: none">・平時の備えの不足・状況変化への対応の課題・情報発信の課題	<ul style="list-style-type: none">・平時の準備の充実・対策項目の拡充と横断的視点の設定・幅広い感染症に対応する対策の整理及び柔軟かつ機動的な対策の切替え・DXの推進・実行性確保のための取組

イ 広島県新型インフルエンザ等対策行動計画における新型コロナ対応の振り返り

新型コロナ対応等での課題	解決のポイント
<ul style="list-style-type: none">・県民の理解や正しい知識の普及につながる情報発信及び情報共有が不十分・検査体制及び医療提供体制について平時の準備が不十分・保健所等の業務負担が増大	<ul style="list-style-type: none">・情報分析センターによる一元的な情報収集・分析・提供・データに基づく情報発信・協定による医療提供、後方支援、検査能力及び療養施設の確保・デジタル化及び外部委託による保健所業務の効率化・平時における役割分担の整理及び有事における人員の柔軟な集約

(4) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

ア 基本的な戦略

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護
- ・市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小化

イ 基本的な考え方

- ・新たな呼吸器感染症等の流行や、感染拡大の繰り返し、対策の長期化等も想定した対策

- ・各対策項目について、事前準備（準備期）及び発生後の対応（初動期及び対応期）の対策内容を明記
- ・本市の医療提供体制など地域の実情に応じた柔軟かつ機動的な対策

ウ 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

- ・感染拡大防止及び社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え
- ・基本的人権の尊重
- ・危機管理としての特措法の性格
- ・関係機関相互の連携協力の確保
- ・高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設における対応
- ・感染症危機下の災害対応
- ・記録の作成や保存

エ 対策推進のための主な役割分担

実施主体	主な役割
国	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的対処方針の決定及び推進 ・ワクチン、治療薬等の早期開発や確保
広島県	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本的対処方針に基づいた総合的な対策の推進 ・特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体 ・医療措置協定及び検査等措置協定の締結による医療・検査体制の整備 ・感染症対策連携協議会を通じた保健所設置市等の関係機関との連携
呉市 (保健所設置市)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症法に基づく措置の実施主体 ・まん延防止措置に関する県との協議・相互連携 ・住民に対するワクチン接種、生活支援及び要配慮者支援 ・基本的対処方針に基づいた感染症拡大防止対策を推進 ・市民・事業者への情報提供
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・県との医療措置協定の締結による医療提供体制の確保 ・研修訓練の実施及び感染症対策物資の確保 ・B C P策定や関係機関との協議

市民	・発生前から、個人レベルでの感染対策を実践 ・発生時は、感染拡大を抑える個人レベルでの対策を実施
事業者	・発生前から、個人レベルでの感染対策を実践 ・発生時は、感染拡大を抑える個人レベルでの対策を実施

オ 施策体系〈本編21ページ参照〉

- ・対策項目を6項目から13項目に拡充
- ・複数の対策項目に共通する横断的な視点の設定

(5) 各対策項目における主な取組

対策項目	主な取組内容		
	準備期	初動期	対応期
①実施体制	・実践的な訓練の実施 ・国、県等との連携強化	・新型インフルエンザ等発生時の体制整備 ・職員の派遣、応援への対応など	
②情報収集・分析	・情報収集体制の整備 ・人員確保 ・DXの推進	・情報収集、分析に基づくリスク評価やそれに基づく対策の判断及び実施	
③サーベイランス	・平時におけるサーベイランス(発生動向調査)の実施	・医療機関に対する速やかな発生届の提出及び感染症発生動向調査の重要性の周知	・有事におけるサーベイラントスの実施
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	・市民への感染症対策や偏見、差別等に関する啓発など ・発生時における情報提供及び共有体制の整備	・迅速かつ一体的な情報提供、共有や双方向のリスクコミュニケーションの実施など	
⑤水際対策 <新規項目>	・水際対策の実施に関する体制の整備	・検疫措置の強化	
⑥まん延防止	・発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進など	・国内でのまん延防止対策の準備	・患者や濃厚接触者への対応とそれ以外の市民に対する要請

⑦ワクチン <新規項目>	・接種に必要な資材の確保や県と連携した迅速な接種体制の構築	・特定接種及び住民接種の実施
⑧医療	・県と医療機関とが締結した医療措置協定に基づく医療提供体制の整備	・医療機関の受診に関する相談窓口の整備及び強化 ・患者の移送のための体制の確保
⑨治療薬・治療法 <新規項目>	・医療機関等への情報提供及び共有体制の整備	・治療薬の流通管理及び適正使用 ・医療従事者や救急隊員への抗インフルエンザ薬の予防投与等の指導
⑩検査 <新規項目>	・検査体制の整備並びに訓練等による維持及び強化	・検査体制の立ち上げ及び維持
⑪保健 <新規項目>	・人材の確保や業務継続計画を含む体制の整備	・有事体制への移行に伴い感染状況に応じた取組の実施
⑫物資 <新規項目>	・感染症対策物資等の備蓄	・備蓄状況等の確認と県への情報提供及び供給に関する相互協力
⑬市民の生活及び市民経済の安定の確保	・情報共有体制の整備	・テレワークの実施など事業継続に向けた準備等の要請 ・市民の生活の安定の確保を対象とした対応